

太子町農業委員会委員等候補者 推薦・募集要項

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）に基づき、太子町農業委員会の委員等候補者を募集します。

1 推薦及び募集の対象

- (1) 太子町農業委員会委員（農業委員）候補者
- (2) 太子町農地利用最適化推進委員（推進委員）候補者

2 募集期間

いずれも令和8年2月2日（月）より令和8年3月2日（月）まで

3 推薦及び応募の資格

- (1) 推薦を受ける者、又は応募できる者は、次のいずれにも該当する方です。
 - ①町が設置する他の執行機関の委員（教育委員、選挙管理委員、固定資産評価員、固定資産評価審査委員及び監査委員）でない者
 - ②農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者
- (2) 次のいずれかに該当する者は、委員となることはできません。
 - ①拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

4 推薦及び応募の方法

- (1) 農業委員会の委員等に応募しようとする者、又は団体等が委員に推薦しようとする場合は、所定の用紙（太子町農業委員会委員等候補者 推薦・応募用紙）に必要事項を記入し、記名押印のうえ提出してください。

(2) 提出先

太子町役場 2階 環境農林課（農業委員会事務局）へ提出してください。尚、郵送による提出も可能です。（当日消印有効）又、提出された書類は返却しませんのでご了承ください。

※尚、法律等の規定により候補者推薦書及び候補者届出書に記載された事項は、住所事項を除き、全て公表となりますのでご承知ください。

5 候補者の選考

推薦及び応募による候補者の総数が定数を超えた場合、又は町長若しくは農業委員会が必要と認めた場合は「太子町農業委員会委員等候補者選考委員会」によりそれぞれの候補者を選考します。

6 選考結果の通知

選考結果は、令和8年6月下旬までに本人宛に郵送で通知します。

7 個人情報の取扱い

推薦及び応募により取得した個人情報については、保護・管理に十分留意するとともに、候補者の選考以外の目的に使用することはありません。

尚、太子町暴力団排除条例に基づき、応募内容等の確認のため、必要に応じて応募者、推薦者及び推薦団体の用紙に記載されている情報を関係機関に提供することがあります。又、団体推薦の場合は、役員名簿等の提出を求めることがあります。

8 定数及び割当

(1) 定数

- | | |
|-----------------------|-----|
| ①太子町農業委員会委員（農業委員） | 14名 |
| ②太子町農地利用最適化推進委員（推進委員） | 3名 |

(2) 割当

- | | |
|--------------------|-----|
| ①太子町実行組合からの推薦者 | 15名 |
| ②富田林商工会太子町支部からの推薦者 | 1名 |
| ③公募者 | 1名 |

9 任期

(1) 太子町農業委員会委員任命の日（令和8年7月20日）から3年

(2) 太子町農地利用最適化推進委員委嘱の日から農業委員会委員の任期満了日まで

10 主な職務

太子町農業委員会委員、及び太子町農地利用最適化推進委員とともに、農地転用、農地の無断転用の防止・解消などの農地法等に基づいて農業委員会の権限に属する事項についての活動・審議及び調査等のほか、農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の防止・解消などの利用最適化に関する事項についての活動・審議等が主な職務です。

会議は、毎月1回（毎月8日前後）の開催となり、必要に応じ研修会等に出席していただく場合があります。（年数回程度）

11 身分及び報酬額

いずれも地方自治法第203条の2に規定する特別職の非常勤職員で、太子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づき報酬を支給します。 報酬額 年額101,000円

12 推薦及び応募の問い合わせ先

〒583-8580 南河内郡太子町大字山田88番地 太子町役場 2階

まちづくり推進部 環境農林課（農業委員会事務局）

電話 0721-98-5522（直通）FAX 0721-98-4514